

保医発0918第2号  
令和元年9月18日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」  
の一部改正について

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」（平成18年3月15日保医発第0315001号。以下「通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が改正され、令和元年10月1日より適用されることから、通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

2の（1）を次のように改める。

治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の106に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>2 治療用眼鏡等の療養費の支給申請費用</p> <p>(1) 治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「<u>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準</u>」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 106</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</p>	<p>2 治療用眼鏡等の療養費の支給申請費用</p> <p>(1) 治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法</u>の規定に基づく補装具の種目、<u>購入又は修理</u>に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 104.8</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</p>